

第四章 労働者の権利

人権の広い総体のなかで

16 働くことは、いずれの意味においても、責務であり、すなわち義務ですが、働く人にとって権利の源泉でもあります。これらの権利は、人間に生來的な人権全体の広い総体のなかで検討されなければなりませんが、その多くは種々の国際機構において宣言され、個々の国によつてその国民のために広く保障されてきています。この広い範囲の人権の尊重こそが現代世界における平和、つまりそれぞれの国、それぞれの社会内だけでなく、国際関係における平和の基本条件となるもので、回勅『パー・チエム・イン・テリス』以来、教会の教導がいつも指摘しているとおりです。労働に発する人間の諸権利は、いつそう広い基本的的人権のな

かに位置づけられるものです。

ところで、この総体のなかにあって、このような諸権利は、先に述べたような人間の労働の特有の性質に対応する性格をもっています。したがって、この性格にそつてこれらの諸権利を考える必要があります。すでに述べたように、働くことは人間にとつて責務であり義務であつて、これはことばのいろいろな意味においてそうです。人間は働くねばなりません。創造主が働くことを命じたからであり、そして人間性の維持、発展のために働くことが必要だからです。人は他の人々、とくに自分自身の家族、自分が所属している社会、生まれた国、そして自分もその一員である全人類家族のために働くなければなりません。人間は幾世代にもわたつて受け継がれた労働の継承者であり、同時に、歴史の流れのなかで、後に続く人々のために未来を築きあげていく仲間だからです。これらすべてが広い意味で働くことの倫理的な義務を形づくっています。そこで働くことについて、務めに応じるすべての人の倫理的な権利を考えるときはいつも、働く人間のその働きが現れてくる広い領域をすべて念頭におく必要があります。

事実、働くことの義務と、この責務に対応する働く人の諸権利について述べるとき、直接

の、または間接の雇用者と働く人との関係をまず第一に考えます。

労働が現に組織されるしかた、そしてまた、労働の分野において正当な関係か不当な関係ができるがる可能性を考えるととき、直接の雇用者と間接雇用者を区別することがきわめて重要なことです。

直接の雇用者とは、働く人が特定の条件のもとで直接に労働契約を結ぶ相手方の個人ないし機関のことですが、間接雇用者としては、直接の雇用者以外に労働契約の形成、したがってその結果として、人間労働の分野にあつて正当な、または不当な関係の形成に決定的な影響を及ぼす他の多くの要因を考えます。

#### 直接および間接雇用者

るよう间接ではありますが——眞の役割を担うことには変わりありません。間接雇用者は、実質的に労働関係の何らかの側面を決定し、直接の雇用者が実際の労働契約と労働関係を具体的なことばで決定するとき、直接の雇用者の行為を条件づけます。ここでこのようにいうことは直接の雇用者自身の責任を解除するためではなく、彼の行為を条件づける諸影響力の仕組み全体に注意を向けるためのことです。倫理的に正しい労働政策を打ち立てることが問題となる場合に、こうした影響をすべて念頭におく必要があります。働く人の客観的権利が十分に尊重されるときに政策は正しいものとなります。

間接雇用者の概念はすべての社会、なかんずく国家に適用されうるもので、国家こそ正しい労働政策を行わなければならぬからです。しかしながら、世界の経済関係の今の体制においては、個々の国家間に多くのつながりがあることはよく知られています。たとえば輸入、輸出過程、つまり原材料、半製品であろうと、完成された工業製品であろうと、財貨の交換に表れる多くのつながりです。このようなつながりは相互依存をもたらし、その結果として、いかなる国家の場合でも、もつとも経済的に強力な国家の場合でも、完全に自給自足で自立しているとはいがたいことになります。

こうした相互依存体制はそれ自体としては正常です。しかしながら、それが種々の搾取や不正の機会になりやすく、その結果、各国の労働政策に影響をもたらし、ついには労働の本來の主体である個々の労働者に影響を及ぼすこともあります。たとえば、高度に工業化された国々、さらに工業生産手段を大規模に支配する(多国籍企業ないしは国境を越えて進出する)企業は、原材料や半製品にできるかぎり低い価格をつける一方では、その製品にはできるかぎり高い価格をつけます。これが各国の所得の間の不均衡をいつそう増大させている原因の一つです。富める国と貧しい国との間の格差は縮まることも均衡がとれることもなく、いつそう広がって貧しい国の損害となっています。このことは経済的に不利な条件におかれている社会の労働政策と労働者の状況に明らかに影響をもたらしています。直接の雇用者はこのように条件づけられている体制のうちにおかれていて、労働者が必要とする客観的水準以下に労働条件を抑えてしまします。とくに自分の經營している企業から(あるいは生産手段の「社会化」された所有の状況のもとで經營しているいくつもの企業から)できるかぎり最高の利潤を得ようと望む場合にはなおさらです。

間接雇用者の概念と結びついている従属形態のこの枠組みが非常に広く、複雑なものであ

ることは容易にわかることです。この枠組みはある意味では、特定の社会や国の経済生活にとつて決定的なすべての要素によって規定されるだけでなく、従属関係のいつそう広範なつながりと形態によって規定されています。とはいものの労働者の権利の実現が、主として最大の利潤という基準によって多かれ少なかれ導かれる諸経済体制の結果でしかないように運命づけられてはなりません。むしろ、それぞれの社会や国家の次元においても、世界的経済政策の全体の次元においても、また世界的経済政策とそこから出てくる国際関係の次元においても、経済全体を形づくるのに適切な、また基本的な基準となるべきものは、肉体労働者であれ、知的労働者であれ、また工場労働者であれ、農業労働者であれ、あらゆる種類の労働者の客観的な権利の尊重ということです。

この方向に向かっての影響力が、この権利の尊重を本分とする国際連合機構をはじめ、あらゆる国際機構によつて行使されることが期待されます。国連の国際労働機関（ILO）や食糧農業機関（FAO）、その他の機関はとくにこの点に新たな貢献をなすべきものを持っていふと思われます。それぞれの国にはこの目的のために省庁や種々の社会機構が設けられています。このことはすべて、労働者の権利の尊重が完全に実現されるようにするために、前述

のように間接雇用者がどれほど重要かを如実に示しています。それというのも、人間の権利は社会の道徳秩序において、もつとも重要な要素だからです。

### 雇用の問題

18 「間接雇用者」つまり国家および国際レベルにおいて、労働政策の方向づけ全体に対して役割を担うべきすべての機関との関連で働く人の権利を考えると、まず第一に仕事を見つける問題、すなわち働く能力のあるすべての人のための適切な雇用という基本的な課題に注意をはらうべきです。この分野における正当で正しい状態の反対は失業、つまり働くことのできる人々のために仕事がないということです。これには全般的な失業問題があり、特定部門における失業問題もあります。間接雇用者という表現に含まれるすべての機関の役割は、失業に対して行動を起こすことです。失業はいずれにせよ害悪であり、しかもそれがある水準に達すると、真に社会的災害になります。これが若者に及ぶとき、彼らが適切な文化的、技能的、専門的養成を受けた後に仕事を見いだせず、働きたいという誠実な望みと、共同体の経済的、社会的発展に対して自らの責任を担おうとする熱意が不幸にもくじかれるとき、

それはとくに痛ましいことです。失業手当を支給する義務、すなわち失業している労働者とその家族の生計のために不可欠の適切な給付金を支給する義務は、この分野における道徳的秩序の基本的原則、つまり富の共通使用の原則、もつとわかりやすくいうならば、生活と生存の権利から生じる義務であります。

失業の危険に対処して、すべての人の雇用を確保するために、ここで「間接雇用者」という表現で規定された諸機関は、社会の経済生活だけでなく、文化的生活もこれによつて成り立つてゐるあらゆる種類の仕事について、全体にわたる計画をつくらなければなりません。これらの機関はまた、仕事が正しく合理的なしかたで組織されるよう配慮しなければなりません。究極的には、この全体にわたる配慮は国家の責任ですが、それは公権による一方的な集権化を意味するものであつてはなりません。むしろここで課題となることは、人間労働の主体的性格について先に述べたことを念頭においたうえで、正しい合理的な調整の枠組みのなかで各個人、任意団体、地域の労働センター、連合体の創意が保全されることです。それぞれの社会や国家の相互依存の事実と多様な領域での協力の必要性とは、個々の社会において労働を計画し組織する場合に、おののの社会と国家の最高権を保全しながら、こ

の重要な領域で国際的協力の次元において必要な条約と協定によつて、行動がとられなければならぬことを意味します。こうした条約と協定の基準は、ますます人間の労働を人間の基本的権利と考えることを基準としなければならず、労働はすべて働く人に同じような権利を与えるものであつて、異なつた社会の労働者の生活水準が暴力的な反動さえ引き起こしかねないような、不正で甚だしい相違がいつそう少なくなるようではなくてはなりません。国際組織はこの分野で非常に大きな役割をもつてゐます。国際組織は複雑な情勢についての正確な分析と、自然、歴史、市民的その他の状況による影響の分析によつて、方向づけられるようであるべきです。国際組織はまた、共同で決定した行動計画については、さらに実行力のあること、つまりもつと効果的にそれらを実行していくことが求められます。

この方面では教皇パウロ六世の回勅『ボブルーム・プログレシオ』の指針にそつて、普遍的で調和のとれた進歩のための計画を実現していく道が開かれています。この進歩において本質的要素をなし、また教会が宣言もし、その実現のためにすべての人、すべての民族の御父に祈つてやまない正義と平和の精神において、その進歩を実証するもつともふさわしい道となるのは、労働の客観的な目的性の角度と、すべての労働の主体、すなわち人間の尊厳

の角度からみた人間の労働の不斷の再評価であることが、強調される必要があります。ここで問題としている進歩は、人間によつて人間のためになされ、成果は人間のうちに実を結ぶのでなければなりません。その進歩の真偽は、労働の目的についてのますます成熟していく認識と、労働の主体である人間の尊厳に基づいて労働に内在している諸権利がますます普遍的に尊重されることによつて試されます。

個々の社会、国家に見合つた人間の労働の合理的な計画と適切な組織化とは、各個人の能力に従つて、各社会と全人類の共同の善のためになされる農業労働、工業労働、サービス労働、ホワイトカラー、学術、芸術など多様な種類の雇用の間にある適正な均衡の発見を助けていくものであるべきです。労働の多様な可能性に応じてなされる人間生活の組織化には、第一に成熟した人間の発展をめざして行わねながら、それだけでなく、広く社会的に分化した仕事の世界において、利益ともなるしかたで人々が自分に適した場を獲得できるように準備することをめざして行われる、適切な訓練と教育の体制がこれに伴うことが必要です。

世界中の人類家族をながめれば、一方では非常に多くの天然資源が使われずに残されたままであるにもかかわらず、他方では巨大な数の人が失業し、または不完全就業の状態にあり、たことがあることを、疑いもなく示す事実であります。

#### 賃金その他の社会福利

19 働く人の仕事に関して人間の譲るべからざる権利の尊重を擁護するうえで、すべて働く人に雇用を提供する配慮が、どれほど重要かを強調したのに次いで、終極的に働く人と直接の雇用者との間の関係において具体化されるこれらの権利をさらに綿密に扱うことは大切なことに思われます。間接雇用者について述べてきたすべてのことの目的は、働く人と直接の関係をもつと正確に規定することになりました。しかしながら、ここでの考察は單なる記述が目的ではなく、経済や政治についての小論文でもありません。あくまでも義務論的、倫理的側面に光をあてることが目的です。この場合の社会倫理にとつて鍵となる問題は、労

働に対する正当な報酬の問題であります。ここでは、働く人と雇用者の間に正しい関係を確保するのに労働に対する報酬によつてつくり出される関係ほど重要なことはありません。労働が生産手段の私的所有の体制内でなされようと、あるいは所有が何らかの「社会化」を経た体制内でなされようと、雇用者(だれよりも直接の雇用者)と労働者の間の関係は賃金、つまり労働に対する正当な報酬の基盤のうえに形成されるものです。

社会、経済体制の正しさと、また個々の場合にそれが正しく機能しているかどうかは、最終的には、その体制内で人間の労働がどのように適切に報いられているかによつて評価されるべきであることが留意されなければなりません。ここで改めて倫理的、社会的秩序全体の第一原則、つまり財貨の共通使用の原則に戻ることになります。どのような体制であつても、その体制のもとで、資本と労働の基本的関係がどのようなものかを問わず、大多数の人々にとって共通の使用にあてられるはずの財貨——つまり天然の資源と製造された財貨——を手に入れる実際的な手段は、賃金、すなわち労働に対する報酬です。したがつていかかる場合においても、正当な賃金こそが全社会、経済体制の正しさを実証する具体的な手段であり、また、その体制が正しく機能しているかどうかを点検する具体的な手段です。これは点検する唯一の手段ではないにしても、特別に重要で、いわば問題の鍵のような手段です。

この点検の手段はとくに家庭に関係します。家族への責任をもつ一人の成人の仕事に対する正当な報酬とは、家庭を築きあげ、順当に維持し、その将来への安定をも備えるために十分な報酬ということです。このような報酬は家族給与と呼ばれるものをとおして得られます。すなわち、家庭の長に対してその労働の報酬として支払われる単一の給料が家庭の必要を満たすに足りる額であつて、他の配偶者が家庭の外で有給の仕事につかなくてもいいか、あるいはまた、このような報酬は扶養給与とか、もつぱら家族のために献身している母親たちに支給される給付金のような、他の社会的手段をとおして与えられることもできます。このような給付金は実際の必要に応じたものでなければなりません。すなわち、扶養家族が自分の生活のために自分で相応の責任をとることのできる立場にないかぎり、被扶養者の数に応じて支給されるべきものです。

母親の役割と、それに伴う労苦と、子どもたちが責任感のある、道徳的宗教的に成熟し心理的に安定した人間に成長するために、世話をされ、大切にされ、愛情をかけられる必要についての社会的再評価がなければならないことが経験によって確認されています。母親の自

これらすべての権利は、労働者自身がこれらの権利を確保する必要性とともに、さらに

由を抑圧することなく、心理的、実際的差別をすることなく、他の女性と比較して不利な扱いを受けることなく、母親が子どもたちの世話をし、子どもの年齢によって異なる必要に応じた教育に専念できることは、社会の信用を高めることです。家事を放棄して家庭の外で有給の仕事につかざるをえないということは、これが母親の使命のうちもつとも本質的な目的に矛盾してこれを妨げるときは、社会と家庭の善という観点から間違います。<sup>(26)</sup>

もつと一般的な次元で各個人の年齢や性別を考慮にいれたうえで、人間としての要求とそ人の生活形態、なかんずく家庭生活からの要求を尊重するように、すべての労働の過程が組織され適応されなければならないということが、今まで述べたこととの関連で強調されなければなりません。多くの社会において、女性は生活のほとんどすべての部面で働いていることは事実ですが、女性が本性にそつて仕事を遂行することができるよう、また女性ができる仕事から除外されたり、差別されたりしないように配慮され、またよい家庭を築きたいという女性の志向と、男性とともに社会のためにつくすという女性の固有の役割に対する尊敬をもつて配慮されなければなりません。婦人の真の進歩は、女性に特有のものを捨てたり、母としてかけがえのない役割をもつ家庭を犠牲にしてまで、その進歩の代価を払う必要がな

いように、労働がしっかりと組み立てられるべきことを求めます。

労働者とその家族の生活と健康が十分に守られるよう保障するために、賃金の他にも種々の社会福利があります。健康の保持、とくに労働災害の場合のように費用がかさむことについては医療がたやすく得られるように、そしてまた労働者が治療をできるだけ軽少な経費で、さらには無料で受けられるようにする必要があります。社会福利についての他の側面は休養の権利であります。それはまず少なくとも日曜の休暇も含め、定期的な週休と、年に一度の休暇と、できれば年に何回かのやや短い休暇のことです。第三の分野は老齢年金、老後保険と労災保険です。これらの主要な権利の領域のうちで、労働者と雇用者の間の正当な関係を規定する特殊な権利の全体系が、労働への報酬とともに発展しています。これらの権利のなかには、働く人の心身両面の健康を害さない労働環境と作業工程への権利があることを見落としてはなりません。

他の権利、いろいろな職業に雇われている人々が自分たちにとつてきわめて大切な利益を守るために組織をつくる権利を成り立たせます。このような組織は労働組合と呼ばれています。労働者にとって大切な利益は、ある程度まですべての労働者にとって共通していますが、職業または仕事の種類により独自の性格を備えていますから、それぞれの組織に特別に反映されることが必要でしょう。

ある意味で組合は同業の人々を彼らの仕事を基盤として結集する点において、中世の職人ギルドにさかのぼります。しかしながら、組合がギルドと本質的に違っている点は、近代の組合が、生産手段の所有者と企業家たちに対して労働者——労働者一般ですが、とくに工場労働者——の正当な権利を擁護する闘争から発生してきたところにあります。組合の役割は労働者の権利に関するあらゆる分野において、労働者の生存上の利益を守ることにあります。このような種類の組織が社会生活において、とくに近代の産業化された社会において不可欠な要素であることは、歴史の経験が教えているところです。もちろん産業労働者だけがこの種の組織をつくることができるという意味ではありません。あらゆる職業の代表者は自分の権利を確保するために組織を活用することができます。農業労働者、ホワイトカラーワーク

労働者の組合、あるいは雇用者たちの組織もあります。先に説明したように、このような組織はすべてそれぞれ職種により、さらに細分化されています。

カトリックの社会的な教えは、組合が社会の「階級」構造の反映にすぎないとか、社会生活を不可避的に左右する階級闘争の代弁者であるとは主張しません。組合はまさに社会正義のための闘争の代弁者であり、働いている人々のための、働く人々それぞれの職業にそつた正しい権利の代弁者なのです。しかし、この闘争は正しくよいことのための当然の努力として理解されなければなりません。つまり職業によって結ばれている労働者の必要と利益に対応する善を「求めて」の闘争であって、他の人々に「対立する」闘争ではないのです。論議を呼ぶような難しい問題をめぐつて、闘争が他の人々への対立の性格をおびてくるときさえも、「闘争のための」闘争、あるいは反対者を排除するためのものではなく、社会正義といふよいことをめざすゆえなのです。人々を一つに結ぶことが労働の特徴です。そこに労働の社会的力、つまり共同体建設の力が潜んでいます。結局のところ働く者も、生産手段を管理する者も、それを所有する者も、この共同体において何らかのしかたで、一つに結ばれなければなりません。すべての仕事のこの基本的な構造から理解すれば、——労働も資本も、ど

どのような社会体制においても、結局は生産過程の不可欠な要素であるという事実からみるならば——たとえ働いている人々が必要性から権利の確保のために組織づくりをしたとしても、彼らの団結が社会秩序と連帶のために建設的な要素となることは明らかで、この事実を無視することは不可能です。

同じ職業によって結ばれた労働者の権利を守るために正当な努力も、つねにその国の一般的な経済状態によって課される制約を考慮するのでなければなりません。組合の要求は——社会全体にとっての共同の善いことのために——生産手段の所有構造、あるいはそれらの管理方式において欠けている点をすべて是正することを目的とすることができるし、またしなければなりませんが、同時にある種のグループまたは階級「エゴイズム」になつてはなりません。社会生活と社会経済生活は、確かに「連結された容器」の構造であつて、特定のグループの権利の獲得をめざすすべての社会活動は、この構造にあてはめて行われるべきものなのです。

この意味で、組合活動は確かに共同の善のための賢明な配慮としての政治の分野に入ることになります。しかしながら、組合の役割は今日一般的にいわれる、いわゆる「政治をやる」

ことではありません。組合は、権力を求めて闘う政治政党的性格をもたないし、また政党の決定に従属すべきでなく、政党とあまりにも密接なつながりをもつべきでもありません。実際そのような状況においては、組合は社会全体の共同の善という枠組みのなかで、労働者の正当な権利を守るという独自の役割からはずれ、むしろ他の目的のために使われる道具となってしまいます。

それぞれの職業に従つて、労働者の正当な権利の擁護についていえば、いまでもなく、それぞれの職業において仕事の主体的性格を形成しているものにつねに留意し、また同時に何よりも、仕事をする主体の独自の尊厳を条件づけるものを念頭におかなければなりません。組合組織の活動は、労働者を訓練し、教育し、また労働者の自己教育を助長する努力も含めて、多くの可能性をこの関連において開くものです。労働者大学とか市民大学と呼ばれる学校の仕事や、この分野の活動を現在まで開発し、また開発し続けている訓練の計画や教程は賞賛に値するものです。組合の活動によって労働者がいつそう多くもつだけでなく、いつそ自分自身となること、いいかえれば労働者が自分の人間性をあらゆる意味でいつそう豊かに実現するということが期待されます。

組合が組合員の正当な権利を追求するにあたって、権限のある当事者、とくに雇用者への一種の最後通告のように用いる一つの方法に、ストライキまたは仕事の停止があります。この方法はカトリックの社会的な教えにおいて、特定の条件と正しい範囲内で、正当と認められています。この関連で労働者は、ストライキに参加したということで個人的に処罰されるようなことのないストライキをする権利を保障されるべきです。ストライキが正当な手段であることを認めつつも、同時にストライキが、ある意味で最後の手段であることをも強調しなければなりません。つまり濫用されはなりません。とくに「政治的」目的のために濫用されはなりません。さらに共同体全体への基本的な公共サービスが問題となつている場合には、必要があれば適切な立法手段によつても、そのような役務が確保されなければならぬことも決して忘れてはなりません。ストライキという武器をむやみに使うことによつて、社会、経済生活全体がまひすることもあるからで、このようなことは社会の共同の善の求めるところに反するもので、共同の善の求めるところは正しく理解された労働の本質 자체にもかなうものです。

**21 働くことの尊厳と仕事の客観的広がり、主体的な深まりについて、今まで述べてきたすべてのことは、農業労働の問題と労苦して土地を耕している人々の状況にそのままあてはめることができます。これは一つの大陸とか、開発と進歩をあるところまで成し遂げた社会に限られたことではなく、地球上の仕事の広大な分野です。日々の生活を支える食糧を供給する農業の世界は、基本的な重要性をもつています。農村の住民と農業に従事する人々の現状は、場所によつて違い、農業労働者の社会的地位も国によつて異なっています。これは農業技術の発達の度合いによるばかりでなく、多分何よりも農業労働者の正当な権利についての評価と労働の社会的倫理性についての意識度合いによつて異なっています。**

農業労働は根気のいる、また体力の消耗を伴うきわめてきびしい困難な労働でありながら、社会の側からの理解の不足は農業に携わる人々に疎外感を味わわせ、結果的には農村を離れ、都市へと集中し、さらに非人間的な生活状態への集団流出の現実をはやめています。これに加えて十分適切な職業訓練と必要な農業機具とが不足していることと、一種の個人主義のあまりと、客観的に不正な状況とがあります。発展途上国のあるところでは何百万もの人々が

自分たちのものではない土地を耕すことを強要され、一握りの土地さえも自分のものとする希望もまったくないままに、大地主から奪取されています。老齢、病氣、失業などの場合に備えた農業労働者自身とその家族のための法的保護がいつさいありません。過酷な肉体労働に対してもくわざかな報酬が払われます。広大な耕作可能地が地主によつて放置されます。何年もの間ある人が耕してきた一握りの土地の占有への権利は無視され、あるいは、強力な人々や集団の「土地あさり」に対して無防備な状態におかれています。しかし科学的研究、技術的進歩、国家の政策が農業をかなり進んだところまでもつてきている先進国においてさえ、働く権利が侵害されることもあります。農民が自分たちの仕事に関する諸決定に参加することを拒否されているとき、また社会的、文化的、経済的に正しい発展を求めて自由に組織をつくる権利を拒否されているとき、働く権利は侵害されることになります。

多くの状況において社会共同体の発展を全体的にみて、農業の——そして農業労働者の正当な価値を健全な経済政策の基礎として回復するために、根本的なしかも急速な変革の必要があります。こうしてすべての労働、とくに農業労働の尊厳を認め、促進することが必要です。農業労働においてこそ人間は、神から恵みとして与えられたこの大地をみごとに

「従わせ」、見える世界において人間の「支配」を確認するからです。

### 障害者と労働

22 最近、国の共同体および国際組織は労働その他のことと深く関連する別の問題に注目し始めました。それは障害者の問題です。障害者は身体の機能を妨げる制約や苦しみにもかかわらず、生来の、神聖、不可侵の権利をもつだれとも交わらない人間であり、人間の尊厳と偉大さをいつそう明らかにさし示しています。障害者はすべての権利をもつ主体ですから、社会生活のあらゆる面に、それぞれの能力に応じて近づきやすいレベルにおいて参加できるよう助けられるべきです。障害者はわたしたちの一人であり、まつたく同じ人間性に完全に参加する一人です。機能の完全な人だけを人間の共同体に受け入れ、労働の生活を受け入れるとすれば、それはもつとも非人間のことであり、わたしたちの共通の人間性の否定となります。そのようなことは、健健全な者から病弱者に対するきわめて重大な差別となることでしょう。客観的な意味での仕事は、このような状況においても、働く主体である人間の尊厳に従属させるべきであつて、決して経済的利益に従属させられてはなりません。

労働の世界にかかわりのある各種の団体は、直接または間接の雇用者の双方を含めて障害者が生きやすい生産活動を与えられるよう、専門的訓練と仕事を与えられる権利を、効果的にも適切な方法によって大切にし、実現をはからなければなりません。この点において法律や中間的な集団、企業そして障害者自身も、障害者が各自の能力に応じて仕事を与えられるようなどいう目標のために、たらわざ知恵とすべての力を出し合うことが大切です。これは人間として、働く主体として、障害者の尊厳が要求していることだからです。

各共同体は障害者のために仕事をみつけ、またつくり出すために適切な機構を設立して、通常の公的企業、民間企業、そしていわゆる「保護された」企業と環境のなかで、この人々のために普通の、そしてまた適切なふさわしい仕事を提供することができます。

すべて働く人と同じように、障害者のためにも、身体的、心理的労働条件、正当な給料、昇進の可能性、種々の妨げの排除などのために、細心の注意がはらわれなければなりません。これは複雑で困難な任務であるという事実を隠すことなく、主体的意味で働くことについての正しい考え方によって、障害者が働く人々の世界から切り捨てられたり、あるいは社会の

負担となっているのではなく、むしろ障害者自身が働く主体であり、役立ちもし、人間として尊重され、家族と共同体の幸福と発展のために、独自の能力に従って貢献するよう招かれていると感じられるような状況がつくり出されることが望まれます。

#### 労働と移住問題

- 23 最後に仕事を求めて移住する人々の問題について、一言いわなければなりません。これは古くからの現象であり、繰り返され続け、また現代生活の複雑さの結果、今日もまだ広まっていることです。人間にはいつそうよい生活条件を他国に求めて、いろいろな動機で自分の生まれた土地から離れる権利——そしてまた戻る権利——があります。これには確かに多くの困難が伴います。まずは一般的にいつて何よりも出身国にとつては損失を意味します。歴史、伝統、文化によつて結ばれている大きな共同体の一員である一人の人間が旅立ち、異質の文化としばしば異なることばによつて結ばれている他の社会のなかで、生活を始めなければならないわけです。この場合、心と体を使って自分の国の共同の善のために貢献できはずの働く主体、その努力と貢献を別の社会に与えることになります。そして、その社会

はその人の出身国の中であるはずのその人の努力と貢献をも受け取る権利がないともいえましょう。

しかしながら、移住はある面からみるとよくなないことであるとしても、ある状況の中では、いわゆる必要悪です。この必要悪がいつそう深刻な人間的悪を起こさないよう、あらゆる手段を用いる必要があり、確かに多くのことがなされています。実際、移住者個人、家族、社会生活に、また彼の出身国と受け入れ国の双方のために益となるように、あらゆる努力がなされなければなりません。この分野では、とくに労働者の権利に関して正しい立法に負うところが多いので、正しい立法の問題は、とくに働く人の権利の点から、ここで扱われるところのなかに入つてくることは明らかです。

もつとも大切なことは仕事のために故国を離れる人が、半永久的移住者であつても、季節労働者であつても、その社会のほかの労働者と比べて、労働者としての権利に関して不利な立場におかれはならないということです。仕事を求めて移住するということが、どのような場合にも経済的、社会的搾取の機会となつてはならないからです。労働関係についていえば、移住労働者に同じ社会で働く他の労働者と同じ基準が適用されなければなりません。労

働の価値は国籍、宗教、人種の違いによつてではなく、同じ基準ではかられなければなりません。まして移住者のおかれている不本意な状況が悪用されるということは決してあつてはなりません。特殊な技能は考慮されるにしても、このような状況のすべてよりも人間の尊厳を基礎とした労働の根本的な価値こそ決定的に優先されるべきです。今一度、根本的原理を繰り返すならば、価値序列と労働そのものの深い意味からみて、資本は労働に仕えるべきものであつて、労働が資本に仕えるものであつてはならないことが要求されます。